



目次	
高知県公営企業局管理規程	ページ
◎高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程	1
高知県人事委員会規則	
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	1

公営企業局管理規程

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
 平成30年7月13日

高知県公営企業局長 北村 強

高知県公営企業局管理規程第2号
高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程（昭和42年高知県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。
 第9条第1項の表中「6,800円」を「7,300円」に、「3,300円」を「3,550円」に、「2,900円」を「3,100円」に、「2,000円」を「2,150円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- この規程は、平成30年7月13日から施行し、この規程による改正後の高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。
（経過措置）
- 改正後の規程の規定は、平成30年4月1日（以下この項において「適用日」という。）以後の勤務（適用日の前日に開始した適用日における勤務を除く。）に係る特殊勤務手当の支給について適用し、適用日前の勤務（適用日の前日に開始した適用日における勤務を含む。）に係る特殊勤務手当の支給については、なお従前の例による。

人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月13日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第16号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5の表中「3,300円」を「3,550円」に、「2,900円」を「3,100円」に、「2,000円」を「2,150円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の給与の支給等に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。
（経過措置）
- 改正後の規則の規定は、平成30年4月1日（以下この項において「適用日」という。）以後の勤務（適用日の前日に開始した適用日における勤務を除く。）に係る特殊勤務手当の支給について適用し、適用日前の勤務（適用日の前日に開始した適用日における勤務を含む。）に係る特殊勤務手当の支給については、なお従前の例による。